

「間島問題」と日露戦争

白 榮 勳

"Jiandao Issue" and Japanese-Russo War

Rongxun BAI

要 旨

「清韓通商条約」は近代清国と韓国の間で結ばれた対等的条約と言われている。この条約の中で図們江（豆満江）と鴨緑江を暫定的に境界線と見なし、両国官民の無許可の越境を禁止している。しかしその後、ロシアが満洲および間島を支配下におき、清韓の「間島問題」に介入したため韓国は危機感を抱えて、間島を自国領土と主張し、境界線を越えて官憲を派遣した。それに対して清国は抗議をし、清国領土への官憲の派遣は「清韓通商条約」に違反すると反論した。両国は紛争し清韓の国境地域は不安定な状況に陥った。ロシアの介入と清韓政治関係の悪化は、日本にとって韓国における既得利益を脅かすものと認識され、清韓両国の領有権紛争に介入した。日露戦争勃発の背景にはもう一つ「間島問題」があった。

キーワード：間島、「清韓通商条約」、間島領有権、日露戦争

はじめに

近代、清国と韓国の間「間島問題」⁽¹⁾は間島の領有権を中心に展開された。1885年と1887年に二度行われた清韓間島領有権の外交交渉がその起点を示すものであるが、二度の交渉は両国と共に間島の領有権を主張したため意見が対立し、結局合意をみることなく破裂に至ったと言われている。これについて、その後の朝鮮総督府は、清韓交渉の過程は、「徹頭徹尾清国ノ威嚇脅威迫ノ下ニ進行シタルモノ」であり、交渉にあたった韓国の代表が「不正確ナル清国ノ図典ニ盲従シタル」ことをあげている⁽²⁾。高承済は清韓両国の対間島政策に触れて、近代において清国は韓国よりも早く間島の土地を開拓し、間島に管理施設を構築するなど実効支配を積極的に行っていたが、韓国はただ座視し、対抗的な措置をとっていなかったと述べている⁽³⁾。言い換えるのであれば、韓国は間島での実効支配を行っていないため、その後の清韓領有権交渉において常に不利な立場に立たされていたということであろう。

その後両国は三度目の交渉をみることなく、1894年に日清戦争を迎えたが、韓国に間島領有権問題解決の可能性を探る機会となったのは、日清戦争後の国際情勢の変化であった。即ち、清国は日本との戦争に敗れ、韓国から撤退を余儀なくされ、ロシアは「三国干渉」の結果として南満州の大連・旅順を拠点にし、韓国への勢力浸透を試みていた。そしてロシアの韓国への勢力の浸透が日本を刺激し、日露両国は韓国利益をめぐって攻防戦を繰り広げていた。

このような韓国における日露の勢力均衡を背景にし、1897年「大韓帝国」の出帆と共に、韓国政府は清国との対等的関係の樹立に試み、間島領有権問題の解決へ乗り出そうとしたのである。そ

ここでいわば清韓の間島問題が日本とロシアの対韓国政策に関連されていった。では、韓国は清国との対等関係をどのように構築しようとしたのか。

1900年ロシアは「満洲」へ侵攻し、占領下の満洲地方をロシア領になったと宣言した。間島も露軍支配下に置かれたが、韓国はロシアの間島占領によって間島領有権問題の解決が一層困難になると危惧した。しかし一方で、露軍の間島占領が清国の間島支配力を弱体化させたため、韓国の間島への進出および経営を可能にさせた。では、韓国は具体的にどのような措置をとって間島領有権問題を解決しようとしたのか。そしてそれに対して清国はどのような反応を示し、どのような対策を講じていたか。

露軍の間島占領を背景にし、韓国は官吏を間島へ派遣した。しかし韓国の間島への進出は、日露が韓国および満洲の利益をめぐって対立を極めている時期とかさなっており、清韓両国間の「間島問題」は結果的に日露対立の渦中に引き込まれることになる。換言すれば、間島領有権をめぐる清韓の政治関係の悪化は、日本にとっては対ロシア政策を円滑に遂行するためにも望ましくないものであった。では、日本はロシアの間島占領および清韓の間島問題の紛争をどのように認識し、どのように対処したか。

本稿は「間島問題」に焦点を当てて、それが近代における清国、韓国、日本、ロシアという東アジア国際関係の中でどのように扱われていたかを分析し、韓国と満洲をめぐる日露利害関係の展開が、結果的に間島問題にどのような影響を与えており、日露戦争勃発の背景にもう一つ「間島問題」が要因の一つとして存在していたことを立証するための試みである。

なお、記述については、1897年の「大韓帝国」成立を前後にし、前は「朝鮮」、後は「韓国」と呼ぶ。また、史料は主に日本、清国、韓国の一次史料を使用しているが、清韓両側の原史料は漢文で書かれているので、重要な部分を日本語に訳している。

第一章 韓国政府の対外政策の展開と「清韓通商条約」

1. 韓国在留清国商人の「保護権問題」と清韓間の「間島問題」の再燃

1882年、「壬午軍乱」鎮圧のために朝鮮に出兵した清国は、朝鮮と「中朝商務章程」を締結し、翌年にまた「奉天与朝鮮邊民貿易章程」および「吉林朝鮮商民貿易地方章程」を結んだ。この三つの通商章程（条約）に基づいて清国は朝鮮において治外法権などを獲得していたが、朝鮮にとっては清国と対等的な立場で結ばれた条約ではなかった。

そのため、朝鮮の独占的利益をめぐって清国と対立を極めていた日本は、朝鮮政府にこれらの条約を廃止するよう働きかけたこともあり、1894年7月即ち日清戦争の勃発直前に、朝鮮政府（金弘集内閣）はさっそく上記三つの章程を破棄するという趣旨を清国に一方的に通告した。その結果、日清戦争勃発とほぼ同時に清国駐朝鮮京城の総理公署と竜山分署、そして仁川、元山、釜山に位置していた商務公署が閉鎖され、勤務していた清国官員は全員引き揚げることになった。

朝鮮政府はさらに同年12月に「保護清商規則」を公布し、在朝鮮清国商人の保護を名分としていたが、内容は実際に清国の領事裁判権の回収、清国人の朝鮮移住制限と居住および転居の際の登録制を設けるなどの清国人に対する一種の規制策であった。これを受けて清国は1895年2月に英国駐朝鮮公使に在留清国人の保護など管理業務を委託し、承諾を得た。その旨は同年9月に英国総領事を通じて朝鮮政府に伝えられ、英国は「英朝修好通商条約」（1883年調印）に基づいて、清国人の保護および管理業務を遂行することになった⁽⁴⁾。

1895年4月に締結された「日清講和条約」（下関条約・馬関条約）の第一条では、朝鮮国が完全無欠なる独立自主であることを確認し、この独立自主を損害する朝鮮国から清国に対する貢・献

上・典礼等を永遠に廃止すると定めている。言い換えるのであれば、清国と朝貢関係にあった朝鮮は清国から独立し、これまでに清国の間で結ばれた条約は、この「独立自主」によってすべて無効になったのである。

そのため、朝鮮と清国は無条約関係に置かれ、朝鮮に在留する清国人は無条約国の民になった。清国側の統計によると、1896年末までに朝鮮には清国人4000余名が在留しており、京城と仁川の二か所に集居していた。その中に山東省の出身者が多かったと言われているが、山東省の沿岸地方から朝鮮の仁川、黄海道、平安道までの距離が比較的近く、両国を結ぶ航路ができていたからである。

日清戦争以後、朝鮮国内では「独立」の高唱と共に反清世論が高まり、在留清国商人に対しても否定的であった。「独立新聞」では、清国を「野蛮」の国であり、朝鮮の反面教師として捉えている。そのために朝鮮は進んで清国を討ち遼東と満洲を奪い取ろうとし、清国領土獲得のためには軍事的行動も辞さないという内容の社説までに掲載されるほどであった。更にある有識者の見解であるとして、7800里になる「間島」の地を清国から取り戻さなければならないと主張しているという⁽⁵⁾。

このような反清世論は韓国在留清国商人の処遇にも反映され、韓国人が清国商人の店舗または住宅を無断に占拠したり、売却したりするなどの事件が多発したため、清国商人は経済的損害を大きく蒙っており、韓国人を相手にした訴訟事件が多く発生したのである。徐寿朋清国駐韓国全権公使⁽⁶⁾は北京政府にあてた報告の中で、「従前華人自恃為上国之民，倚勢欺凌韓人，事所恒有，今韓人亦頗有報復之意。」⁽⁷⁾と述べ、事件多発の背景には韓国人の反清感情が働いていると報告している。

上記のように清国政府は韓国在留清国商人の保護および管理業務を英国駐朝鮮総領事に委託した。しかし実際韓国の地方官憲は英国領事に朝鮮人と清国人間の訴訟事件を扱う権限がないと反論し、朝清両国人の訴訟事件は、すべて韓国地方官憲が韓国の法令に基づいて管轄すると主張したため、韓英双方は論争を広げていた。結局、英国の管理下では清国商人の保護や管理業務はなかなか進まなかった。唐紹儀清国駐朝鮮領事が言うように、「而商情無人保護，實於国體在碍」であり、また徐寿朋も「華人失所倚頼，何以自存」と述べ、清国商人は事実上無保護状況に置かれていた⁽⁸⁾。

一方で、日清戦争以降、朝鮮政府は自主的な外交を積極的に行っていた。1896年5月高宗朝鮮国王はロシア皇帝ニコライ2世の戴冠式祝賀のために閔詠煥らをロシアに派遣し、ロシア外務省に借款およびロシア軍朝鮮派遣を要請した。閔詠煥は帰国した後、高宗に朝鮮と通商条約を結んだ欧州諸国に全権公使を派遣するよう進言するなど、国際社会に独立した朝鮮をアピールした。翌年に彼は露、英、独、伊、仏、奥の欧州六カ国の全権公使として派遣される⁽⁹⁾。

また懸案とされていた間島領有権問題の解決をはかって境界線に対する再調査を行った。1897年韓国政府は趙存禹（咸鏡北道觀察使）を間島へ派遣し、かつて清国（穆克登）が朝鮮との境界線起点を示すために立てた「定界碑」をはじめ、図們江（豆満江）流域に対して実地調査を行った。さらに1898年に呉三甲（韓国鐘城在住の有志者）が政府にあてた間島在留朝鮮人の苦しい現状を上訴する報告書を受けて、内部大臣は咸鏡北道觀察使に調査委員の間島派遣を訓令し、間島在住朝鮮人の現状を調査させた。このような一連の実地調査の結果に基づいて、韓国政府は間島を含む白頭山（長白山）周辺の精密な地図を作成しているが、その地図に松花江と黒竜江流域以南の広大な領域を朝鮮の領土と記している⁽¹⁰⁾。

これはかつて1885年と1887年二度行なわれた間島領有権をめぐる朝清両国間の交渉の結果を根

本的に否定するものであった。それに対して清国は抗議した。清国はこれまでの清朝間交渉では、互いに図們江が両国の境界線であることを確認しており、間島は清国の領土の一部であり、間島在住の朝鮮人を当然清国が管轄すると反論した。

中国側の史料によれば、間島在住の朝鮮人の人口は1894年に4300余戸で計20800人であるが、その後毎年3000人～4000人の規模で増加しており、13年後の1907年には6万戸、約10万余人と累計している⁽¹¹⁾。

2. 「清韓通商条約」の締結

このような清韓両国の無条約関係は、韓国駐在の列国に問題視されていた。唐紹儀は政府にあてた報告書の中で、清国と韓国との間に通商条約のないということに、日本や米国など駐韓国列強から非難されているとし、次のように伝えている。

「再査去年（1896年）十二月間、各国使員並駐仁川各領事及各該地主在仁川工部局会議、各国租界事務時、倭領事石井菊次郎謂中国與朝鮮無条約、華租界應即充公、帰還朝鮮、華人何得擅踞、又何得入工部局會議事件。美使斯露士續云、華韓無約、華人竟有租界、此誠公法所未見。乃向韓外部索閱我租界章程」⁽¹²⁾。

即ち去年12月中、各国の公使、仁川駐在の各国の領事および当該地の責任者は仁川の工部局に集まって会議を開いた。会議の中で各国の租界地について言及されていた際に、石井菊次郎日本総領事は現在清国と朝鮮の間に通商条約がないので、清国は速やかに租界地を朝鮮政府に返すべきである。にもかかわらず、いま現在清国人は依然に租界地に居座り続けており、この工部局の会議にも参加していると非難した。アメリカ公使も発言し、無条約関係にある清国が租界地を持っていることは国際法に違反すると述べ、更に韓国の外部に対して清国との間で結ばれた租界地章程を見せてほしいと強要した、ということである。

1896年5月7日、高宗は朴台榮（外部の通訳）を唐紹儀⁽¹³⁾の処に派し、唐紹儀と会談させた。この会談の中で朴台榮は上記の朝清間の三つの条約が廃止されたため、両国は通商条約のない無条約関係にあると述べ、朝鮮政府は北京に全権公使の派遣と共に国王の国書を清国皇帝に呈上し、清国と新しい通商条約を結びたいと伝えた。それを受けて唐紹儀は、現在高宗は（日本の脅威から身を守るために）王宮を離れてロシア公使館に移し、ロシアの保護のもとにいる（露館播遷）ことをあげて、一国の君主が他国の保護下に置かれているのは、朝鮮が独立自主の国でないということの意味すると述べている。

それに対して朴台榮は、現在朝鮮政府はロシア政府と、借款およびロシア軍3000人の派遣等について交渉していると伝え、ロシア軍が京城に到着する次第に高宗はロシア公使館から王宮に帰ってくると回答したが、唐紹儀はさらに「以他国兵士、駐紮国都、即為他国保護。派使一節亦為公法之所不許。如韓王逕行派使中国、恐不以礼相待」と異論を展開し、露軍が朝鮮の都に駐在するというのは、即ち朝鮮がロシアの保護下に置かれることを意味し、このような保護下に置かれている朝鮮が清国に公使を派遣するのは、「万国公法」に照らしてもあり得ないことであると指摘し、したがって例えば朝鮮が全権公使を北京に派遣するとしても、清国政府は礼儀をもって対応しないだろうと牽制したのである。

会談後、唐紹儀は本件を北京政府に報告し、「上年馬関条約、既經認明朝鮮為自主之國、倘其援照各國通例、逕請派員修約、或竟介俄國駐使代為陳請、我似無詞拒絕」⁽¹⁴⁾と述べ、朝鮮政府がロシア公使を仲介に立たせて清国政府に朝鮮と通商条約の締結を勧告するのではないかと危惧し、ロシアの介入を警戒していた。

1897年秋、清国政府は韓国と通商条約を交渉する方針を明らかにし、徐寿朋を欽差大臣（全権公使）として京城に派遣した。韓国政府は朴済純を全権大臣に任命し、交渉に臨んだ。

通商条約をめぐる清韓両国間の交渉は1899年2月15日から始まり、計8回の会合を行った。交渉の議題は、懸案の間島領有権、間島在留の韓国人保護および領事裁判権、京城における清国人の貿易活動の禁止および撤棧、紅参の輸出禁止、清国の金貨流通などであった。

その中で、間島領有権問題については以下の内容が交わされた。まず、韓国側が間島領有権を主張したことに対して、徐寿朋全権公使は、清韓両国は昔から図們江と鴨緑江を国境線にし、両江の岸に互いに市場を設けて辺境貿易をしてきた。このことから間島が清国の固有領土であることを立証できると述べ、さらに今後韓国人が両江を越えて清国の間島地方に出入りをし、土地を開墾する不法行為を全面的に禁止すべきだと反論した。それを受けて、朴済純韓国代表は、国境線の中に依然として不明確な個所があるので、まず両国は官員を出し合って国境線をもう一度調査することを提案し、また間島在住朝鮮人の生命や財産については、清国が責任をもって保護すべきだ、という二点をあげて反論を展開した。

徐寿朋はこの二点のうち第一について、「至両国交界向以舊址，奉天一帶以鴨緑江為界，吉林一帶以圖們江為界，彼此以江相隔，無庸另行分勘，此雖亦曾因地界致煩辨論，似總不能謂界限有不明之處」⁽¹⁵⁾と述べ、間島はあくまでに清国領土であることを強調したのである。

（和訳：清国と朝鮮は遠い昔から、奉天省一帯は鴨緑江を、吉林省一帯は図們江を境界線としていた。両国はこの二つの江を境界線としているので、境界線を新たに調査する必要はない。両国は境界線をめぐっていままでに煩雑な論議を重ねてきたが、だからといって両国の間に国境線に不明な個所があるとは言い切れない。）

そして間島在留朝鮮人の「保護」権については、清国側から特に異議が出なかったため、これ以上の交渉はなかったようであるが、境界線については主張が割れて平行線を辿っていた。そこで徐寿朋は間島領有権問題を今回の交渉議題から外して、今後別の機会で交渉したらどうかと提案したことに朴済純が同意した。

清韓外交交渉は七カ月も及んだ。1899年9月両国は正式に「清韓通商条約」を締結した。14条目で構成されている。その内容をまとめると以下の通りになる。

まず、清韓両国は北京と京城にそれぞれに「通商地」を設けて領事館を設置し（第2条）、両国には領事裁判権が認められる。そして「通商地」以外の地に在留する清韓両国の臣民は治外法権を享有し、生命及び財産は所在国より保護を受ける（第5条）。

ただし間島に在留する朝鮮人に対しては、「已經越墾者，聽其安業，俾保性命。以後如有遷越邊境者，彼此均應禁止，以免滋生事端」（第12条）と規定している。要するに、間島へ移住して土地開拓など農業に従事する者に対しては、居住権を認めると同時に、清国間島地方官憲が彼らの生命を保護する。しかし今後、清韓両国は互いに臣民が国境線を越える行為を禁止し、事件を引き起こしてはならない、という内容である。

「清韓通商条約」は、近代清国と韓国の間に対等的立場で結ばれた初の平等条約と言われており、韓国と清国との従属関係の清算ひいて東アジアにおける冊封体制の終焉を意味するものと評価されている⁽¹⁶⁾。

第二章 ロシアの間島占領と領有権をめぐる清韓両国の相剋

1. ロシアの満洲占領と「間島問題」への介入

1900年、清国の国内では義和団運動が勃発し清韓国境の近くまでに波及した。ロシアは義和団

運動から東清鉄道を保護するという名目で、清国の東北地域（満洲）へ侵攻作戦を展開し、清軍との間で激戦が広がっていたが、強力な軍事力の前に清軍は敗退を余儀なくされた。戦局が有利になるにつれて、ロシアは同年7月23日、24日、25日に発せられた電報第2998号、第1025号、第3203号および第3204号に基づいて、「露軍占領地管理規則」を公布し、「満洲ニ於テ我軍隊ノ占領シタル地域ハ総テ自今清国官憲ノ管轄ヲ離レ全然我露国ノ官憲及法律ノ下ニ属ス」と宣言している⁽¹⁷⁾。

さらに戦果の拡大を目指して、同年7月29日、ロシアは東シベリヤ歩兵第5、第15および第16連隊、第6山砲隊、第2臼砲隊、コサック連隊中の一部、ウスリーコサック師団中の一部の兵力を動員し、清国領の琿春（間島地方）に対して攻撃戦を展開して翌日（30日）に陥落させた⁽¹⁸⁾。琿春は清国、韓国、ロシア三国の国境線交叉の地に位置しており、軍事的な要地であった。

足場を固めたロシア軍は琿春からさらに南下し、清国間島地方政府の所在地である局子街（現在の吉林省延吉市）を攻撃して、市街に火をつけるなど大きな被害を与えた。露軍の占領によって清国の間島地方政府は一時に機能を失った⁽¹⁹⁾。

琿春を占領した露軍は政務官を置き、韓国との国境線に警備を強化するために兵隊800余名を守備隊として配置した⁽²⁰⁾。さらに韓国の鐘城守備軍に書簡を送り、間島はロシア領土の一部になったとし、韓国官憲の間島の出入りを禁止するなど国境線に対する統制を強化した⁽²¹⁾。

強力な軍事力を背景に、1900年7月23日ロシア駐韓国代理公使は韓国皇帝に謁見し、次の案を申し入れ、韓国での駐兵権を要求している。

「今や露国ハ遼東ニ二十萬、西伯利亞ニ三十萬ノ軍隊ヲ有シ、之ヲ以テ満洲騒乱ノ鎮定ニ充テントスル旨ヲ告ゲ且ツ若シ騒擾ニシテ韓国ノ領内ニ蔓延スルニ方リ韓国軍隊ハ清国ノ匪徒ヲ鎮圧スル能ハサルベク（其意見ニテハ）而シテ此方面ニ於テ韓国ヘ援助ヲ與フルヲ得ヘキハ只露国ノミナル…韓国ノ露国ニ向フテ救援ヲ仰クヘキコトヲ勧告シ」⁽²²⁾ たのである。

韓国はロシアの要求に応じなかったが、ロシアはさらに清韓両国の懸案である間島領有権問題に介入して、清国人と間島在留韓国人の間の訴訟事件を受理しはじめた。このことは清韓両国から反発を受けることになるが、ロシアは清韓両国間の調停役を果たすとして、さらに下記の案を韓国政府に申し入れ、ロシアの主導下で清韓交渉を進めようとした。

「各両国ノ臣民ニシテ他一方国内ニ住居スルモノハ各自国ノ境界委員ヨリ毎年発行スル旅券ヲ所持スヘキ事。各両国ノ臣民ニシテ他一方国内ニ住居スルモノハ其居住国ノ地方庁ニ地稅ヲ納ム可シ。各両国ハ地点ヲ選定シテ境界員ヲ駐在セシム可シ。他一方国内ニ於ケル各両国ノ犯罪者ハ其属籍国ノ境界員ニ引渡ス可シ。豆満、鴨緑両河流中ノ諸島ノ所属ヲ協定スル事」⁽²³⁾。

この提案に対しても韓国政府は応じなかったが、ロシアが間島を軍事支配下において間島領有権問題に介入したことに、清韓両国はともに警戒を高めていた。

1901年1月韓国は国境守備のために1000人規模の兵隊を国境線沿いの会寧、穩城、鐘城、茂山、行營など諸個所に駐屯させた⁽²⁴⁾。それと同時に、駐京城守備軍を2倍に増強する計画を立てており、さらに黄海と平安の両道に経費捻出を命じて兵員一大隊約5000人を募集し、清韓国境地帯に配置するよう命じた。国境守備軍の増強の理由について、韓国は義和団暴動の韓国への波及を防ぐためとしたが、ロシア軍の間島占領という事実は、韓国にとっても国境地方の安定を脅かすものであり、また後述のように対清外交を強硬に進めるためにも必要であった⁽²⁵⁾。

さらに同年3月、韓国は会寧に辺界警務署を開設し、茂山と鐘城の二カ所にその分署を設けた。この警務署は間島をその管轄下において間島在留韓国人に対する司法、行政など管理業務を担当した。5月20日、当該警務署は安寿益、金致雲（総巡）ら軍警6名を間島に送り、22日には李敬

順警務官が警察10名を率いて間島に入った。理由は韓国人の保護管理であった。清国の間島地方官憲は清国領内への無断侵入であるとし撤退を求めたため、両国の軍警の間で衝突事件が発生した⁽²⁶⁾。

ロシアの間島に対する軍事的占領は、間島問題を取り巻く政治情勢を一変させた。清軍は間島から一掃され、清国の間島地方政府は一時機能を失い、間島はロシアの軍政治の下に置かれた。当時韓国国内の世論や政府要員の中には、間島においてロシア軍政治がこれ以上に続けるのであれば、結果的に間島はロシア領土になってしまうという危機を訴える声があがっていた。

これについて、許寿朋駐韓国全権公使は政府にあてた報告書の中で、次のように分析している。「皆謂東省俄兵終不撤退。倘俄人將此意揭明後，韓再爭此壑（間）島，自問無此力量，乘此時未經揭明，希冀我讓此地，其所以大肆滋擾者，實注意在此。」⁽²⁷⁾である。

即ち、韓国国内ではいま皆、ロシア軍が満洲から撤兵するかどうかについてロシア政府は明確に言っていないけれども、結果的に撤兵しないだろうと判断している。そのため韓国は、ロシアがその撤兵しない旨を正式に宣告する前に、清国と争って間島を韓国の領土におさめておかねばならないと考えている。なぜならば、もしロシアが撤兵せずに間島をその占領下に置き続けるのであれば、その時の韓国の争う相手はロシアであり、韓国の国力ではとうていロシアに勝つことができないからである。そのため最近韓国は官憲を間島に派遣して様々な事件を引き起こしているが、その目的はロシアがまだ撤兵の有無を明言しないうちに、清国と争って間島を自国領土にしようとするところにあるので、特にこの点について警戒しなければならない。

2. 韓国の間島進出と経営

1902年、韓国政府は李範允と徐相懋をそれぞれに「視察員」に任命し、図們江北岸（吉林省境内）のいわゆる「北間島」、また鴨緑江北岸（奉天省境内）の「西間島」と呼ばれた処に派遣した⁽²⁸⁾。

李、徐の派遣理由について、韓国外部は「應撫綏安輯」のためであり、在留韓国人を保護するためと解釈した。さらに翌年にこの2人を「視察員」から「辺界管理使」に昇格させ、中央政府の直轄の下で清国駐在の領事と同等な権限をあたえた。そのため清国は、李、徐の派遣は「清韓通商条約」12条に違反すると抗議し、速やかに撤退するよう韓国外部に求めたが、韓国はそれに応じなかった。

1901年から1904年まで、即ち上記韓国の会寧辺界警務署の設置から日露戦争勃発までの4年間、清韓両国は間島問題をめぐって激しく対立していた。その中でも韓国側が一方的に李範允と徐相懋を清国間島地方に派遣したことが、両国の間で大きな外交問題へと発展した。「清韓通商条約」締結後に一時沈静化した両国間の紛争は激化しはじめた。

1902年8月23日、崔榮夏（韓国外部署理）は李範允から受けた報告であるとし、許台身駐韓国公使あてに照会状を送って次のことを伝えて抗議した。即ち、間島の琿春では「清国官員，謂無使署公文，百般沮戲，迫脅韓民，勒限薙髮」が行われているので、在留韓国人に対する迫害を中止し、この「薙髮令」を撤回してほしいという内容であった。

「薙髮」とは清国官憲が在留韓国人に対して清国の風習に従い髪型を変更するということを指している。しかしこの「薙髮令」が施行されたのは今回が初めてのことでなかった。19世紀80年代から清国は土地所有権の賦与を条件に、朝鮮から間島へ移住した朝鮮人に対して清国人服装の着用、清国人髪型への変更を強要していたと言われている。史料にはこれを「易服薙髮」と表述しているけれども、当時清国側はこの「薙髮易服」の対象は清国の戸籍に編入された者、即ち清

国の国籍を取得した朝鮮人であると解釈した。朝鮮政府はそれに抗議し、間島在留朝鮮人の「刷還」(返還)を清国政府に要請するなど、朝鮮人の清国籍の取得に関しては一貫して否定した⁽²⁹⁾。

韓国外部の抗議を受けた許台身清国公使は、まず李範允の間島での不法行為を譴責し、「該処本非通商口岸，偶有官員往来，以中韓交誼為篤，則可賓礼相待，断不能照領事章程」と述べ、間島には「通商地」が設けられていないこと、通商地のない間島へ李範允を派遣したのは国際法の違反であると抗議。次に「薙髮令」に関して、許台身は持論を展開して、すでに清国籍を取得した者に対して適用しており、しかも清国官憲が強制的に行っているものではないと弁解した⁽³⁰⁾。

このように、李範允は在任中に、間島を韓国領土と主張しつつ、在留韓国人の戸籍また個人財産などを調査し、また税金の徴収、豆満江(図們江)に韓国と間島を結ぶ橋の建設、さらに間島在留韓国人の中から人員を募集して「私砲隊」と称する軍隊を組織して清国の軍警と戦った。その度に清国政府は繰り返して抗議し、彼の撤退を韓国政府に要求していたが、韓国政府は遷延策を講じて、清国の抗議を無視し続けていた。1904年日露戦争が勃発した後、李範允はその武装団体を率いて日本軍と戦い、1910年日本が韓国を併合した後もロシア領に入り抗日武装闘争をし続けたと言われている。

一方、奉天省の輯(集)安県に派遣された徐相懋は、土地を占有して官庁など管理施設を建築した。当時集安県内には韓国人計1285戸が在留していられているが、彼もまた韓国人の戸籍や土地および家屋など所有財産を調査したため、奉天省政府や地方官憲の抗議を招いた。とくに彼が度々に軍警を率いて侵入したため、清国軍警との間で衝突事件は多発した。

1903年12月9日、清国の盛京將軍が北京政府にあてた報告によれば、徐相懋が派遣されてから、集安県内では「至越壘韓民日見增益，散居各保，另起地名，隱寓喧賓奪主，侵越過江之計」と伝えている。しかも、「韓民貧困無行者多，故不但越壘愈衆，且常有宵小乘夜渡江，盜竊華民牲畜財物，得贓遁回，無從追捕報案。照会彼国地方官緝拏，又皆置若罔聞，華民久受其害，而彼徇從不為查禁，我即無術阻止」と報告し、早急に韓国政府と交渉して、韓国官民の越境行為を禁止する対策を講じるよう要請している。

それと同時に、奉天省政府は輯安地方官憲に訓令を発し、「惟有分飭各保鄉牌，再將境内現有韓民詳細挨查，凡係幽僻處所，俱令認真查到，不得稍涉遺漏」と命じ、輯安県内の保、郷、牌においては、在留韓民の戸数を遺漏なく徹底的に調べて、「仍將所查姓名戸口細數，切實開報，彙總造冊存查。一面出示嚴禁僱屬華民雇用，此後新來韓人雇用工作傭，其現已越壘冊内有名各戸，均準安業，由卑県妥為保護，但不準其容留後至無照韓民，猶恐彼族抗違窩隱」と、在留韓国人に対する統制を一層強化する方針を明らかにした⁽³¹⁾。

これを受けて徐寿朋駐韓国京城全權公使は韓国外部に対して抗議文を送り、清国の立場をあらためて強調すると共に、次の三点を申し入れている。第一に、「清韓通商条約」の第2条では、派遣される領事はまず派遣先の政府より批准書を得ることが前提になっていること。第二に、「清韓通商条約」は両国に領事館の設置と領事の派遣を認めているけれども、奉天省の輯安県内に韓国の領事館の開設を認めていないこと。従って韓国政府が一方的に徐相懋を派遣したのは、清韓通商条約に違反すること。第三に、清国政府また奉天省政府においては、徐相懋の清国内への入境を許可したことがない⁽³²⁾。

1903年10月15日、輯安県政府は徐相懋あてに再度照会文を送り、徐が「保護」を行っている対象は、清国領内にいる韓国人ではなく、韓国内の国境線一帯に住む韓国人であり、これらの韓国人の不法的越境行為を阻止するよう要求した。そして「至於交際事宜，在兩國已設領事口岸，應由領事官會辦。陸地未設領事，應由兩國地方官兩地會辦」と述べ、領事館が設置されていない国

境線一帯で発生する清韓紛争については、両国の地方官憲が話し合って解決しなければならないと指摘し、「中韓久以信理相敦睦、遵約信也、守界理也、違約越界、失信背理、不得謂之交際也」⁽³³⁾と、「清韓通商条約」の原則を固く守るよう改めて求めたのである。

第三章 「間島領有権問題」をめぐる清韓関係の悪化と日露戦争

1. 日本の対露交渉の方針決定

ロシアの満洲占領と間島領有権をめぐる清韓両国関係の激化は日本を刺激し、警戒を高めていた。林権助駐韓国公使は許台身に「謂該島（間島－白）中国不先着手、将来中韓因此紛争、徒令俄国収漁人之利」と述べ、間島問題をめぐる清韓の政治関係の悪化は、結果的にロシアが「漁人の利」をえることになるので、清国政府に早急に間島領有権問題を解決するよう警告した⁽³⁴⁾。

これを背景に1903年6月23日閣議決定が出され、ロシアの満洲政策について次のように述べている。

「露国ハ既ニ遼東ニ於テ旅順大連ヲ租借セルノミナラス、事実的ニ満洲占領ヲ継続シ進ンテ韓国境上ニ向ッテ諸般ノ施設ヲ試ミツツアリ、若シ此儘ニ看過スルニ於モノトナルヘキノミナラス其余波忽チ韓半島ニ及ヒ、漢城ノ宮廷及政府ハ其ノ威圧ノ下ニ唯命是從フニ至ルヘク否ラストモ、露国ハ擅ニ其欲スル所ヲ行フヘキカ故ニ多年該半島ニ扶植セラレタル帝国ノ勢力ト利益トハ支持スルニ由ナク、其結果終ニ帝国ノ存立ヲ危殆ナラシムル迄ニ推移スヘキヤ疑ヲ容レス故ニ帝国ノ為メニ計ルニ今ニ於テ露国ニ対シテ直接ノ交渉ヲ試ミ以テ事局ノ解決ヲ図ランコト極メテ緊要ニシテ今日ハ既ニ其機熟シタリト云フヘク」⁽³⁵⁾

そのために日本は対露交渉の方針として、「交渉ノ主眼ハ韓国ノ安全ヲ図リ随テ又満洲ニ於ケル露国ノ行動ヲ可成条約ノ範囲内ニ限リ之ヲシテ韓国ノ安全ニ影響スルコトナカラシメ以テ帝国ノ防衛ト経済上ノ利益トヲ全フスルニ在リ…」⁽³⁶⁾としている。

では具体的にどのような議題で交渉するかに関しては、①日露両国は清国と韓国の独立と領土の保全をはかること、そして清韓両国における商工業上の機会均等の主義を維持すること。②ロシアは韓国における日本の優勢の利益を承認し、日本は満洲におけるロシアの特殊の利益を認めること。③日露両国は韓国と満洲での利益を保護するために必要に応じて軍隊を派遣することができる。ただし派遣軍の人数は実際必要の人員を超えてはならず、派遣された日露両国の軍隊はその任務を果たした後、直ちに本国へ撤退しなければならない。④日露両国は朝鮮海峡を自由に航海できるよう韓国の沿岸に軍事施設を作らないこと、など事項があげられている⁽³⁷⁾。

この方針のもとで、1903年7月28日小村寿太郎外務大臣は、栗野慎一郎駐ロシア公使あてに打電し、満洲および韓国における日露の利害関係について次の訓令を送り、さっそく日露交渉を行うよう促している。

「露国近来ノ行動タル北京於テハ新ニ要求ヲ提出シ、満洲ニ於テハ愈々其ノ把握ヲ堅フシ遂ニ帝国政府ヲシテ、露国ハ満洲撤退ノ意思ヲ抛棄シタルモノト信セサルヲ得サラシムルモノアルト同時ニ、其韓国国境ニ於ケル倍々活発ナル行動ハ露国ノ欲望遂ニ那邊ニ底止スルヤヲシラサラシムトス。…露国ニシテ韓国ノ側面ニ拠駐スルトキハ同国ノ独立ハ為メニ絶ヘス侵迫ヲ被ルヘク或ハ少クトモ露国ヲシテ韓半島ニ於ケル優勢国タラシムヘキコト。即チ韓国ハ我防衛線ニ於ケル緊要ナル前哨タリ随テ其ノ独立ハ帝国ノ康寧ト安全トノ為メ絶好的ニ必要ト為ス所タリ。将帝国カ韓国ニ於テ有スル政治上並ニ商工業上ノ利益ト其ノ勢力トハ実ニ他国ニ卓絶スル所ニシテ、而モ斯ル利益ト勢力トハ帝国カ自己ノ安固ニ鑑ミ之ヲ他国ニ交付シ又ハ之ヲ他国ト分有スルカ如キハ決シテ肯諾スル能ハサル所ノモノタリ」⁽³⁸⁾

2. 日露交渉 - 「中立地帯設定」問題

こうして日本とロシアは日本側が提出した原案をめぐって交渉をいはじめたが、1903年10月3日ロシア駐日本公使から手渡された対案では、韓国における日本の優越的利益について概ね認めるとしながら、以下の内容を盛り込んでいる。「第六条 韓国領土ニシテ北緯三十九度以北ニ在ル部分ハ中立地帯ト見做シ、両締約国孰レモ之ニ軍隊ヲ引キ入レサルヘキコトヲ相互ニ約スルコト。第七条 満洲及其ノ沿岸ハ全然日本ノ利益範囲外ナルコトヲ日本ニ於テ承認スルコト」⁽³⁹⁾

朝鮮半島の「北緯三十九度以北」という地は、韓国領土総面積の約半分を指しているが、この広域な地域をロシアは「中立地帯」にしたいということである。また「満洲及其ノ沿岸」とは、ロシアが占領している満洲全域を指しており、その中に当然遼東半島の旅順・大連をはじめ、鴨緑江および間島を含む図們江流域以北の地域がおさめられている。

このロシアの対案は日本にとっては受け入れないものであった。1903年10月6日と8日、小村寿太郎外務大臣は二回ローゼン駐日本ロシア公使を呼び寄せ、満洲および韓国における日露相互の利害関係について会談し、意見交換をした。

そこで小村外務大臣は、「…露国自ら屢次満洲併呑の意思なきを宣明したではないか。かつ満洲の併呑は韓国の独立を脅威し延いて日本の安危に影響するものであるから、日本はこの点に関し必要の保障を求めざるを得ない」と指摘し、「露国は五年前（1898年－白）にあって僅に旅大（旅順と大連－白）の租借と満洲鉄道支線を該地に延長する権利を有したに過ぎなかったのであるが、いまや事実上於て満洲全部を擁有し進んで韓国の使命を制すべき地位にある」と非難した。

とりわけ上記ロシア側対案中の第六条「中立地帯設定」説について、小村は「日本の韓国に於て有する兵力は僅に四ヶ中隊に止まり、しかもそれすら各地に散在しているに反し、露国は満洲各地に巨大の兵力を有するのであるから、もし両者いづれが攻勢を執り侵略を企つべきかといえばそれは寧ろ露国で、日本はその位地にいない。故に假に中立地帯を設けるとせば、寧ろこれを満洲方面に設けるこそ当然であるが、若し強いてそれに不同意とあらば韓国国境を中立として、その南北に一定の地区を画定することにしては如何」と問った。

また、上記ロシア対案中の第七条、即ち満洲から日本を排除し、ロシアが独占するということについては「我が方の絶対に同意すること出来ない」⁽⁴⁰⁾と強く反対した。

要するに、日本は清韓の国境線と見なされた図們江と鴨緑江の流域を中立地帯に設定し、ロシアの韓国への勢力浸透を阻止しようとした。

しかし1903年12月11日、ローゼンロシア公使が小村外務大臣に手渡した修正案は、日本側の主張を無視し、「第六条、韓国領土ニシテ三十九度以北ニ在ル部分ハ中立地帯ト看做シ、両締約国孰レモ之ニ軍隊ヲ引キ入レサルヘキコトヲ相互ニ約スルコト」⁽⁴¹⁾という原案維持にとどまっておろ、日本を朝鮮半島の南部に封じ込むようとした。日露交渉は真っ向から対立していった。

3. 日露交渉の破裂と清韓関係の悪化

1903年12月30日、閣議決定「対露交渉決裂ノ際日本ノ採ルヘキ対清韓方針」が出され、日露交渉の破裂を想定して次の方針を固めている。

「蓋シ帝国政府ニ於テ露国ト交渉ヲ開始シタルコトハ勿論交渉ノ結果遂ニ最後ノ手段ニ迄押進マントスルモ要ハ此政綱ノ一部ノ実行ニ外ナラス故ニ先ツ焦眉ノ急ヲ救ハンカ為メニ其極速ニ露国ト兵戈ヲ交フルニ至ルモ、尚政綱ノ他ノ一半ヲ忘却スルコトナク即チ出来得ヘキ限リハ南清経営ノ大目的ニ支障ヲ及ボサル前後相俟チテ以テ我対外政策ノ大成ヲ期セサルヘカラス」。

したがって、日露交渉が破裂されて戦争に突入した際には、日本としてまず清国に対して中立

の立場をとらせることが有利であるとした。その理由について主に3点をあげている。

第一に、欧米列強の干渉を避けるためである。日露戦争がもし清国社会の動乱を引き起こした場合、列強は既得利益を保護するという口実で、この戦争に政治的、軍事的に干渉してくる恐れがあるので、清国政府をもっぱら国内の治安維持に集中させる必要がある。

第二に、日本は対露交戦の地理的範囲を最大限に縮小し、列強の既得利益に損失を与えないようにすること。

第三に、戦争の結果は如何であっても、もし清国がこの戦争に巻き込まれた場合、戦後の処理において、日本にとっては好ましくない様々な不利益な問題の発生に直面する恐れがある。

したがって、「今日ヨリ此方針ニ従ヒ、進ンテ清国当路者ニ向ヒ、若シ不幸ニシテ日露間ニ平和ノ破裂ヲ見ルカ如キ場合ニ至ラハ、清国ハ中立ヲ守リテ自ラ内ヲ固ムルノ必要ト得策トヲ説キ敢テ輕操ノ挙ニ出テサラシムニ努ムヘシ」としたのである。

また、韓国に関しては、「如何ナル場合ニ臨ムモ實力ヲ以テ之ヲ我權勢ノ下ニ置カサルヘカラサルハ勿論ナリト雖モ、出来得ヘキ丈ケハ名義ノ正シキヲ選フヲ得策トスルヲ以テ若シ往年日清戦役ノ場合ニ於ケル如ク攻守同盟若クハ他ノ保護的協約ヲ締結シ得ハ最モ便宜ナルヘシ故ニ時期到来セハ右ノ如キ締約ヲ為シ得ル素地ヲ作り置カンカ為メニ過般来既ニ必要ノ訓令ヲ駐韓公使ニ下シ其種々ノ手段ヲ採リツツアリ。(中略)要スルニ韓国ニ対スル政策ハ直接間接ニ軍事ト關係ヲ有スルコト大ナルヲ以テ、軍事上ト併考シ以テ帝国ノ執ルヘキ方策ヲ決定セサルヘカラス」としている⁽⁴²⁾。

一方で、李範允と徐相懋の活動は益々勢いを強めていた。特に李範允は官吏を間島各地に送り、在留韓国人から10数万元を徴収して、彼が組織した武装組織「私砲隊」の弾薬の購入に充てた。また徴兵を行い、私砲隊は1000人以上の規模となった。清国間島地方政府はその排除に腐心し、吉強軍および騎兵隊を図們江沿岸に駐屯させるなど対応に追われていたが、大きな戦果はなかった。清国は李範允の撤退を再度に韓国政府に要求すると共に、両国は共同に委員を出し合って清韓境界線への共同調査を再開することを提案したが、韓国政府は消極的であった。1904年2月20日、韓国軍約50人が間島へ侵入したため、それを阻止しようとした清軍と衝突し銃撃戦となった。また、李範允が率いた軍隊は間島の白金、徳化、善化など要地を占領し、さらに茂山から図們江に沿って軍を進攻させて清国守備軍を襲撃した⁽⁴³⁾。間島領有権をめぐる清韓の対立は一段と激化した。

清韓国境線一帯は日本の対ロシア激戦の地域と重なっているということもあり、清韓両国の軍事的突発事件の多発は、結果的に日本の対ロシア軍事作戦に不利な影響を与えかねない問題になりつつあった。

そのため日露戦勃発と共に、日本政府は清国に清韓両国間の国境線再調査の計画を一時中止するよう要請し、清韓関係悪化を避けようとした。日露戦時の局外中立を表明していた清国はそれに応じる方針を明らかにし、韓国政府に対して「日俄軍務吃緊、界事非相剋期辦結、請暫緩、各飭地方官、約束兵民、勿滋事端、俟酌量時機劃分、庶保目前平靖」⁽⁴⁴⁾という内容の照会状を送った。一方韓国政府は日本からの圧力を受けたため結果的にそれに応じたのである。

その結果、清韓両国は同年6月に「中韓辺界善後章程」に合意し、「両国界址有白山碑記可証仍候両政府派員会勘未勘以前、循旧以間隔図們江一帯水、各守汎地、均不得縱兵持械僭越滋畔」⁽⁴⁵⁾と定め、清韓両国は国境線の最調査を行うまでに、従来の通り図們江を隔ててそれぞれに守衛し、両国軍民の無許可越境行為を禁止する趣旨をあらためて確認したのである。

おわりに

日清戦争は近代東北アジア国際関係を一変させた。「日清講和条約」(下関条約)に基づいて清国は日本に台湾を割譲され、莫大な賠償金を支払われることになった。朝鮮には「独立・自主」が認められ、清国と朝鮮の間のいわゆる伝統的宗属関係が否定された。一方、日本はこの戦争の結果清国を排除し朝鮮における独占的利権を獲得し、満洲へ勢力拡張のための足掛かりを確保した。そしてロシアは「三国干渉」を通して旅順・大連の租借権を手に入れ、更に韓国政府への発言力を強めようとしていたため、韓国における日本の独占的利益を脅かしていた。

その中で、韓国は清国と新たな通商条約を結ぶことを、清国との従属関係を清算し、さらに韓清間の対等的な関係を構築するという点に関連させていた。一方で清国は、韓国在留清国人商人の保護権問題が発生し、また日本やアメリカから圧力を受けたため、結果的に清韓の外交交渉に応じなければならなかった。清韓通商条約は、相互に通商地の設置、領事の派遣、領事裁判権の承認など双務的なものであった。

ロシアの満洲、間島に対する軍事的占領は清韓関係に大きな影響を与えた。韓国はロシアの間島占領が、結果的に間島をロシアに奪われるという危機感を抱えていた。とりわけロシアが間島問題に直接に介入したことは、韓国を一層刺激した。しかし一方で、ロシア軍事占領下の間島では清国勢力が大きく衰退されていたので、韓国に間島進出および経営のための有利な環境を提供していた。

それが李範允と徐相懋の間島への派遣につながっていた。清国は「清韓通商条約」第12条に違反すると抗議し、李、徐の間島撤退を繰り返して要求したが、韓国政府はそれを無視し続けた。韓国は遷延策を講じて清国に対処し、間島に対する実効支配を通じて、今後の清韓の間島領有権交渉のために有利な材料作りを目指そうとしていた。韓国の間島進出と経営は、結果的に「清韓通商条約」の第12条を形骸化させた。

ロシアの清韓国境一帯での行動に日本は危機感を高めていた。そこで日露交渉案が日本によって出されたが、日露間では「中立地帯設定」問題をめぐって真っ向から対立した。日露交渉は破裂に至り、日本はロシア戦に備えて対清、対韓の政策方針を定めた。その中でまず清国に対しては局外中立に立たせて、欧米列強の干渉を食い止めようとした。一方で韓国に対しては軍事力の下に置くことにし、韓国を対ロシア戦の兵站基地の一つとして捉えていた。

しかし国境線を取りまく清韓政治関係は益々悪化へと傾きつつあった。李範允による軍事行動は結果的に清韓の間で不測の事態を生じさせる恐れがあり、日本にとって清韓国境地域の不安定な現状は対ロシア戦を円滑に展開するためにも好ましくなかった。そのために清韓両国に対して領有権交渉を一時中止するよう要請したのである。

「中韓辺界善後章程」は従来の通り図們江と鴨緑江を両国の境界とみなしているが、その後日露戦に勝ち抜いた日本は、韓国の外交権を奪い取って、1909年清国と「間島に関する日清協約」(間島協約)を結び、間島が清国領土であることを承認した⁽⁴⁶⁾。このように、清国と韓国の間の「間島問題」は、日清戦争以降の日本とロシアという政治的対立の構造の中で捉えられており、日露戦争勃発の背景には、もう一つ清韓両国間の「間島問題」の存在があった。

[注解]

- (1) 「間島問題」の定義については、白榮助「間島問題」(かんとうもんだい)をご参照いただきたい。貴志俊彦、松重充浩、松村史紀編『20世紀満洲歴史事典』(吉川弘文館2012年)第63頁～第65頁
- (2) 明治41年1月8日林外務大臣ヨリ在清国林公使宛「間島問題ニ関スル齊藤派出所長ヨリ伊藤統監宛来電写移牒ノ件」『日本外交文書』(第41巻1冊)第416頁～第417頁
- (3) 高承済「間島移民の社会経済的分析」『白山学報(第5号)』(白山学会1968年12月)第220頁
- (4) 李正熙著『朝鮮華僑と近代東アジア』(京都大学学術出版会2012年5月)第4頁
- (5) 殷丁泰「一八九九年韓清通商条約締結と大韓帝国一条約締結手続きと争点を中心として」笹川紀勝・李泰鎮編著『国際共同研究・韓国併合と現代・歴史と国際法からの再検討』(明石書店2008年)第70頁～第71頁参照
- (6) 1898年韓国と「清韓通商条約」締結交渉のために全権公使として京城に派遣され、その後駐韓国公使に任命される。
- (7) 1899年(光緒25年)2月18日軍機処交出徐寿朋鈔中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第5206頁～第5207頁
- (8) 上記は①中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第4958頁～第4959頁;②「1899年(光緒25年)2月18日軍機処交出徐寿朋鈔」中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第5206頁～第5207頁による
- (9) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第4991頁
- (10) 篠田治策『白頭山定界碑』(楽浪書院昭和8年10月)第229頁～第249頁
- (11) 呉祿貞『延吉邊務報告』、李樹田編『光緒丁未延吉邊務報告・延吉庁領土問題之解決』(中国・吉林文史出版社1986年)第144頁～第145頁
- (12) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第4989頁～第4990頁
- (13) 1894年7月から駐朝鮮交渉通商事宜代理;1895年～1896年駐朝鮮商務総董;1896年～1898年駐漢城総領事と任命される。李正熙著『朝鮮華僑と近代東アジア』(京都大学学術出版会2012年)第23頁
- (14) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料(第8巻)』第4871頁～第4874頁
- (15) 1899年4月22日朴済純外部大臣発徐寿朋清国出使大臣「通商条約会議續開時議事録送呈件」高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書(第9巻清案2)』(高麗大学校亜細亜問題研究所1969年)第341頁～第342頁
- (16) 殷丁泰「一八九九年韓清通商条約締結と大韓帝国一条約締結の手続きと争点を中心として」笹川紀勝・李泰鎮編著『国際共同研究 韓国併合と現代』(明石書店2008年)第66頁～第83頁
- (17) 1900年9月12日浦潮在勤野村貿易事務館事務代理ヨリ青木外務大臣宛「北滿ニ於ケル露清戦闘続報ノ件・附属書右北滿戦況報告」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書(第33巻・別冊1・北清事变(上))』日本国際連合協会発行)第765頁～第769頁
- (18) 1900年8月2日露国駐割小村公使ヨリ青木外務大臣宛(電報)「露国分遣隊琿春占領ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書(第33巻・別冊1・北清事变(上))』<国際連合協会発行>第743頁
- (19) 中国・延辺朝鮮族自治州概況編写組編『延辺朝鮮族自治州概況』(延辺人民出版社1984年)第40頁～第41頁

- (20) 1901年3月22日城津在勤川上分館主任ヨリ加藤外務大臣宛「韓国北境状況報告ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊3・北清事変（下）』＜国際連合協会発行昭和32年4月＞第864頁～第865頁
- (21) 1901年3月22日城津在勤川上分館主任ヨリ加藤外務大臣宛「韓国北境状況報告ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊3・北清事変（下）』＜国際連合協会発行昭和32年4月＞第865頁
- (22) 1900年8月2日韓国駐割林公使ヨリ青木外務大臣宛「露兵ノ韓国北境警備其他ニ付露公使内奏ノ真相ニ付韓帝談話ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊2・北清事変（中）』＜国際連合協会発行＞第401頁～第402頁。1900年7月24日韓国駐割林公使ヨリ青木外務大臣宛（電報）「露国代理公使ノ申入レ事項及之ニ対スル韓帝回答振報告ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊2・北清事変（中）』＜国際連合協会発行＞第391頁
- (23) 1901年11月22日韓国駐割林公使ヨリ小村外務大臣宛（電報）「清韓国境紛議ニ関シ露国代理公使調停案提出ノ件」、外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊3・北清事変（下）』＜国際連合協会発行昭和32年4月＞第872頁～第875頁
- (24) 1901年3月22日城津在勤川上分館主任ヨリ加藤外務大臣宛「韓国北境状況報告ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊3・北清事変（下）』＜国際連合協会発行昭和32年4月＞第864頁～第865頁
- (25) 1900年6月18日韓国駐割林公使ヨリ青木外務大臣宛（電報）「清韓国境警備ノ為メ韓兵派駐ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第33巻・別冊2・北清事変（中）』＜国際連合協会発行昭和31年＞第375頁～第376頁
- (26) 光緒27年10月5日中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料（第8巻）』第5427頁～第5433頁
- (27) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係資料（第8巻）』第5737頁～第5738頁
- (28) 当時、韓国側はこの鴨緑江西岸の輯安一帯を「西間島」と呼び、図們江北岸の琿春、局子街、龍井村など一帯を「北間島」と名づけた。これは概ねいま現在の中国と北朝鮮（朝鮮人民共和国）の国境線のほぼ中央部に位置する「白頭山」（長白山）の西と北の地方を指しているが、この「間島」という名称に対して、当時清国側は疑問視し、中国の古い地図など文献記録にはそもそも「間島」という地名がなく、韓国側が一方的に作り上げたものと反論した。
- (29) 李夏榮外部大臣発許台身清国駐韓国公使宛「視察官李範允에對한清官의阻礙禁止및吉琿各衙門에 보낸咨文擲下要請의件」、高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書（第9巻清案2）』（高麗大学校亜細亜問題研究所1969年）第572頁
- (30) 許台身清国駐韓国公使發崔榮夏韓国外部総理宛「同上回答및咨文一封具送의件」、高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書（第9巻清案2）』（高麗大学校亜細亜問題研究所1969年）第573頁
- (31) 以上、中国近代史資料彙編『清季中日韓関係史料（9巻）』（中央研究院近代史研究所編）第5762頁～第5764頁による。
- (32) 中国近代史資料彙編『清季中日韓関係史料（9巻）』（中央研究院近代史研究所編）第5771頁～第5772頁
- (33) 中国近代史資料彙編『清季中日韓関係史料（9巻）』（中央研究院近代史研究所編）第5772

頁

- (34) 上記『清季中日韓国際関係史料（第9巻）』第5690頁～5692頁
- (35) 1903年6月23日小村外務大臣ヨリ提出「対露交渉ニ関スル件（附記日露協商要領・6月23日御前会議閣議ニ於テ決定）」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第1頁～第2頁
- (36) 1903年6月23日小村外務大臣ヨリ提出「対露交渉ニ関スル件（附記日露協商要領・6月23日御前会議閣議ニ於テ決定）」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第2頁
- (37) 1903年6月23日小村外務大臣ヨリ提出「対露交渉ニ関スル件（附記日露協商要領・6月23日御前会議閣議ニ於テ決定）」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第3頁～第4頁
- (38) 1903年7月28日小村外務大臣ヨリ在露国栗野公使宛（電報）「満韓ニ関スル日露交渉開始ニ付露国政府ノ意向ヲ確ムヘキ旨訓令ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第8頁～第9頁
- (39) 1903年10月15日小村外務大臣ヨリ在露国栗野公使宛（電報）「露国公使ヨリ露国対案提出ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第22頁～第23頁
- (40) 1903年10月8日小村外務大臣ヨリ在露国栗野公使宛（電報）「露国公使ト会商ヲ開始シタル旨通報ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第24頁～第25頁
- (41) 1903年12月12日小村外務大臣ヨリ在露国栗野公使宛（電報）「露国公使ヨリ提出ノ露国修正対案通報ノ件」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第36頁
- (42) 1903年12月30日閣議決定「対露交渉決裂ノ際日本ノ採ルヘキ対清韓方針」外務省編纂・外務省蔵版『日本外交文書（第36巻第1冊）』＜国際連合協会発行、昭和32年10月＞第41頁～第45頁
- (43) 1904年3月15日清出使許台身發趙秉式外部大臣署理宛電報「李範允召喚強調吳韓清国境紛糾에各派員會勸의件」；1904年5月1日許台身清出使大臣發李夏榮外部大臣宛電報「李範允調回吳過江韓兵의撤回要請」、高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書（第9巻清案2）』（韓国・高麗大学校亜細亜問題研究所1969年）第670頁～第672頁、第685頁
- (44) 1904年8月3日許台身清出使大臣發李夏榮外部大臣宛電報「時局未定은로派員勘界暫時綏議의件」高麗大学校亜細亜問題研究所編『舊韓国外交文書（第9巻清案2）』（韓国・高麗大学校亜細亜問題研究所1969年）第695頁
- (45) 1908年1月26日曾禰韓国副統監ヨリ林外務大臣宛「清韓境界問題ニ関シ光緒三十年議定ノ會議中韓辺界善後章程写送付ノ件」外務省編『日本外交文書（41巻1冊）』第424頁～第425頁
- (46) 白榮助『東アジア政治外交史研究-「間島協約」と裁判管轄権-』（大阪経済法科大学出版部2006）をご参照いただきたい。

